

2016年2月19日

株式会社電通

代表取締役社長執行役員 石井 直  
(東証第1部 コード番号: 4324)

問合せ先責任者 広報部長 河南 周作  
TEL: 03-6216-8041

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2016年3月30日開催予定の第167回定時株主総会に定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 提案の理由

変更理由は以下のとおりです。

- (1) 当社は、コーポレートガバナンス体制の一層の強化および企業価値の向上を図るために、監査等委員会設置会社に移行することといたしました。これに伴い、監査等委員である取締役および監査等委員でない取締役に関する規定の新設、重要な業務執行の決定を取締役に委任することができる旨の規定の新設、監査役および監査役会に関する規定の削除など、監査等委員会設置会社への移行に係る所要の変更を行います（現行定款第19条ないし第24条、第27条、第29条、第31条ないし第42条および第45条ならびに変更案第5条、第20条ないし第24条、第27条、第28条、第30条、第32条ないし第34条および第37条）。また、現行定款第41条（監査役の責任免除）の削除に伴い、その経過措置として附則を新設します。
- (2) 柔軟で機動的な剰余金の配当等を行うため、取締役会が剰余金の配当等を決定することができるようとするための所要の変更を行います（現行定款第47条および第48条ならびに変更案第39条および第40条）。
- (3) 当社の事業活動の拡大に伴い、現行定款第2条（目的）につき所要の変更を行います。
- (4) その他条文の新設・削除に伴い、条数の整備を行います。

## 2. 変更の内容

現行定款の一部を次の変更案のとおりに改めます。

(下線を付した部分は変更箇所を示します)

現行定款	変更案
(目的) 第2条 (条文省略) (1)～(35) (条文省略) (新設)  <u>(36)</u> (条文省略) ①～ <u>66</u> (条文省略) <u>(37)</u> ～ <u>(39)</u> (条文省略)	(目的) 第2条 (現行どおり) (1)～(35) (現行どおり) <u>(36)</u> 医療に関する調査、研究およびコンサルタント業務 <u>(37)</u> (現行どおり) ①～ <u>66</u> (現行どおり) <u>(38)</u> ～ <u>(40)</u> (現行どおり)
(新設)	<u>(機関)</u> 第5条 本会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 <u>(1)</u> 取締役会 <u>(2)</u> 監査等委員会 <u>(3)</u> 会計監査人
第2章 株式	第2章 株式
第 <u>5</u> 条～第 <u>12</u> 条 (条文省略)	第 <u>6</u> 条～第 <u>13</u> 条 (現行どおり)
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第 <u>13</u> 条～第 <u>18</u> 条 (条文省略)	第 <u>14</u> 条～第 <u>19</u> 条 (現行どおり)
第4章 取締役および取締役会  <u>(取締役会の設置)</u> 第19条 本会社は取締役会を置く。	第4章 取締役および取締役会  (削除) 第20条 本会社の取締役は、15名以内とする。 (新設)
(取締役の員数) 第20条 本会社の取締役は、15名以内とする。 (新設)	(取締役の員数) 第20条 本会社の取締役は、15名以内とする。 <u>2.</u> 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、4名以内とする。

現行定款	変更案
(取締役の選任) 第 21 条（条文省略） (新 設)  <u>2.</u> （条文省略）	(取締役の選任) 第 21 条（現行どおり） <u>2.</u> 取締役の選任は、監査等委員である取締役と監査等委員でない取締役とを区別して行うものとする。 <u>3.</u> （現行どおり）
(取締役の任期) 第 22 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。  (新 設)	(取締役の任期) 第 22 条 監査等委員でない取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>2.</u> 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
(代表取締役および業務分担) 第 23 条 本会社は、取締役会の決議によって、取締役のなかから代表取締役を選定する。代表取締役は若干名を選定することができる。  <u>2.</u> （条文省略） <u>3.</u> 本会社は、取締役会の決議によって、必要に応じ、取締役のなかから会長を選定し、本会社の代表権を付与することができる。  <u>4.</u> 取締役会は、業務を分担する取締役を選定することができる。  <u>5.</u> （条文省略）	(代表取締役および業務分担) 第 23 条 本会社は、取締役会の決議によって、監査等委員でない取締役のなかから代表取締役を選定する。代表取締役は若干名を選定することができる。 <u>2.</u> （現行どおり） <u>3.</u> 本会社は、取締役会の決議によって、必要に応じ、監査等委員でない取締役のなかから会長を選定し、本会社の代表権を付与することができる。 <u>4.</u> 取締役会は、監査等委員でない取締役のなかから業務を分担する取締役を選定することができる。 <u>5.</u> （現行どおり）

現行定款	変更案
(取締役会の招集) 第 24 条 (条文省略) 2. 取締役会の招集通知は、各取締役 <u>および各監査役</u> に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。 3. 取締役会は、取締役 <u>および監査役</u> の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開くことができる。	(取締役会の招集) 第 24 条 (現行どおり) 2. 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。  3. 取締役会は、取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開くことができる。
(新 設)	<u>(重要な業務執行の決定の委任)</u> <u>第 27 条 本会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u>
(取締役会議事録) 第 27 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役 <u>および監査役</u> がこれに署名もしくは記名押印または電子署名を行う。 2. (条文省略)	(取締役会議事録) 第 28 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに署名もしくは記名押印または電子署名を行う。 2. (現行どおり)
第 28 条 (条文省略)	第 29 条 (現行どおり)
(取締役の報酬等) 第 29 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	(取締役の報酬等) 第 30 条 取締役の報酬等は、 <u>監査等委員である取締役と監査等委員でない取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u>
第 30 条 (条文省略)	第 31 条 (現行どおり)
第 5 章 監査役および監査役会 <u>(監査役および監査役会の設置)</u> 第 31 条 本会社は監査役および監査役会を置く。	(削 除) (削 除)

現行定款	変更案
(監査役の員数)  第 32 条 本会社の監査役は 5 名以内とする。	(削除)
(監査役の選任)  第 33 条 監査役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。	(削除)
(監査役の任期)  第 34 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期株主総会の終結の時までとする。  2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	(削除)
(常勤監査役)  第 35 条 監査役会は、監査役の中から常勤監査役 1 名以上を選定する。	(削除)
(監査役会の招集)  第 36 条 監査役会は、各監査役が招集する。  2. 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。  3. 監査役会は、監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開くことができる。	(削除)
(監査役会の決議の方法)  第 37 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	(削除)

現行定款	変更案
<p><u>(監査役会議事録)</u></p> <p><u>第 38 条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに署名もしくは記名押印または電子署名を行う。</u></p> <p><u>2. 前項の議事録は 10 年間本店に備置く。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会規則)</u></p> <p><u>第 39 条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役の報酬等)</u></p> <p><u>第 40 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p><u>第 41 条 本会社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p> <p><u>2. 本会社は、監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金 1,000 万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</u></p>	(削除)
(新設)	第 5 章 監査等委員会
(新設)	<p><u>(監査等委員会)</u></p> <p><u>第 32 条 監査等委員会は、法令に定めのある事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使する。</u></p>

現行定款	変更案
(新 設)	<p><u>(監査等委員会の招集)</u></p> <p><u>第 33 条 監査等委員会は、各監査等委員が招集する。</u></p> <p><u>2. 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に對し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>3. 監査等委員会は、監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開くことができる。</u></p>
(新 設)	<p><u>(監査等委員会規則)</u></p> <p><u>第 34 条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるものほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p>
第 6 章 会計監査人	第 6 章 会計監査人
<u>(会計監査人の設置)</u>	(削 除)
<u>第 42 条 本会社は会計監査人を置く。</u>	
第 43 条～第 44 条 (条文省略)	第 35 条～第 36 条 (現行どおり)
(会計監査人の報酬等)	(会計監査人の報酬等)
第 45 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。	第 37 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。
第 7 章 計 算	第 7 章 計 算
第 46 条 (条文省略)	第 38 条 (現行どおり)
<u>(期末配当金)</u>	(削 除)
<u>第 47 条 本会社は、株主総会の決議によって、毎年 12 月 31 日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対して、剰余金の配当を行う。</u>	

現行定款	変更案
(中間配当金) <u>第 48 条 本会社は、取締役会の決議によって、毎年 6 月 30 日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対して、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当をすることができる。</u>	(削除)
(新設)	(剰余金の配当等の決定機関) <u>第 39 条 本会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u>
(新設)	(剰余金の配当の基準日) <u>第 40 条 本会社の期末配当の基準日は、毎年 12 月 31 日とする。</u> <u>2. 本会社の中間配当の基準日は、毎年 6 月 30 日とする。</u> <u>3. 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u>
(除斥期間) <u>第 49 条 (条文省略)</u>	(除斥期間) <u>第 41 条 (現行どおり)</u>
(新設)	附則 (監査役の責任免除等に関する経過措置) <u>1. 平成 28 年 3 月開催の第 167 回定時株主総会終結前における監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の賠償責任の取締役会決議による免除については、なお従前の例による。</u> <u>2. 平成 28 年 3 月開催の第 167 回定時株主総会終結前における監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。</u>

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定）：2016年3月30日（水曜日）

定款変更の効力発生日（予定）：2016年3月30日（水曜日）

以 上